

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

**規 則**

- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 四九
- 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 四九

**訓 令**

- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 四〇

**告 示**

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四二
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四二

**公 告**

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 四三
- 落札者を決定した件 四三

**福 島 県 人 事 委 員 会**

- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 四四
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 四四

**正 誤**

- 平成二十八年六月二十一日付け定例第二千八百六号中 四六
- 平成二十八年六月二十四日付け定例第二千八百七号中 四六

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年七月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十九号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三十八号(5)中「第八条第二項で準用する第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号中(15)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 第十四条第一項第二号の規定による認定の取消し

第十五条第一項に次の一号を加える。

四十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第三十条第一項の規定による認定
- (2) 第三十条第二項の規定による申出の受理
- (3) 第三十条第三項の規定による通知
- (4) 第三十一条第一項の規定による認定
- (5) 第三十一条第二項で準用する第三十条第二項の規定による申出の受理
- (6) 第三十一条第二項で準用する第三十条第三項の規定による通知
- (7) 第三十二条の規定による報告の徴収
- (8) 第三十六条第二項の規定による認定
- (9) 第三十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

### 福島県規則第六十号

#### 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の(二)中「二、六二二、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表の三の3の(一)中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改める。

〇円を「二、一〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表の六の2中「五六七、〇〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に、同表の八の1中「又は特別支援学校の小学部の児童(以下「小学校等児童」という。)」を「児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)」に、「又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中等部の生徒(以下「中学校等生徒」という。)」を「生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)」に改め、同表の八の3の(一)中「小学校等児童」を「小学校児童」に、「中学校等生徒」を「中学校生徒」に改め、同表の八の3の(二)中「小学校等児童」を「小学校児童」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表の九の3中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一六、六〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一七、七〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一三、八〇〇円」を「一三、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「一六、〇〇〇円」を「一五、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「一三、一〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改め、同表の一の1の(七及び(八)中「二、七〇〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

**訓 令**

**福島県訓令第十七号**

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年七月八日

**福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令**

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

本 庁 機 関  
出 先 機 関

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中11の(1)を11の(2)とし、11の(10)の次に次のように加える。

(1) 第14条第1項第2号の規定による認定の取消し

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

**13 建築物のエネルギー消費性能**

の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第30条第1項の規定による認定
- (2) 第30条第2項の規定による申出の受理
- (3) 第30条第3項の規定による通知
- (4) 第31条第1項の規定による認定
- (5) 第31条第2項で準用する第30条第2項の規定による申出の受理
- (6) 第31条第2項で準用する第30条第3項の規定による通知
- (7) 第32条の規定による報告の徴収
- (8) 第36条第2項の規定による認定
- (9) 第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

**附 則**

この訓令は、平成二十八年七月八日から施行する。

(行政経営課)

**告 示**

福島県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字下山本字愛宕平六番ほか

二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白河西店 福島県白河市字和尚壇山二百五十七ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字黒谷字岩下二七四七の三〇、二七四七の三二、二七四七の三九、二七四七の四〇、字西山二九六三の一五二、二九六三の三七七から二九六三の三九六、二九六三の三九八から二九六三の四〇六まで、二九六三の四二六から二九六三の四三三まで、二九六三の六九四、二九六三の二九九四、二九六三の二九九六

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備えて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小松熊吉 東北電力株式会社 小野雅彦 蛭田熊吉 小松庄吉 小野角次 村田要平 小松哲也 蛭田万吉 蛭田公明 小宅造酒之助 小野角次 新藤定藏 村田寅松 稲村兼吉 稲村秀造 稲村積

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十八年福島県告示第三百八十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 高木十吉 齋藤梅太郎 山野光吉 上遠野武 箱崎美男 鈴木一夫 上遠野春治
上遠野金治 為永巳之松 為永正二 雲藤光将 永瀬榮一郎 永瀬直人 延々彦松
乙山登 加賀谷定夫 金澤ツルイ 古澤富忠 高崎敬吾 高木きぬ 高木吉助
高木幸三 高萩喜美代 高萩要右工門 根本敏雄 山崎一男 山形平次 榎田健次
榎田和四 蛭田幸 蛭田治平 蛭田清重 小澤義雄 小野正一 新井壮吉 若
松廣久 井澤平雄 石川金二 大谷トシ 長岡義次 渡邊キン 芳賀富寿男 羅知
要 鈴木光次 鈴木正司 江尻義夫 為永巳之松 為永正二 永瀬榮一郎 古澤富
忠 渡邊キン 榎田健次郎 榎田和四 日本鉱業株式会社 蓮實英一 山口龍馬
加藤一夫 高萩要右工門 榎田幸

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十八年福島県告示第三百八十七号)によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
郡山市東部土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所

Table with 4 columns: Position (理事, 役員, 就任した役員), Name, Address, and Residence (住所). Lists names and addresses for various roles in the land improvement district.

監事 大和田 光流 同 市田村町守山字殿町五〇番地の一  
 同 横田 作美 同 市中田町下枝字東南一一〇番地  
 同 伊藤 富治 同 市西田町根木屋字曲木沢一三四番地

(農村計画課)

**公告第百七十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、折ヶ沢地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十七年三月十八日完了したので公告する。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

**公告第百七十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、藤金沢地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十七年三月十八日完了したので公告する。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

**公告第179号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン(福島県警察用) 465台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
34,852,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年5月10日

(入札用度課)

### 福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

#### 福島県人事委員会規則第三十九号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表須賀川市の項中「次長 課長」を「次長 課長 市民交流センター整備室長」に、

「教育委員会 選挙管理委員会」

「人事課長補佐」を「人事課長補佐 秘書広報課長補佐」に、

「教育委員会 選挙管理委員会」

教育長 教育委員会事務局 教育部長 課長

教育部長 課長 を「教育委員会事務局 教育部長 課長」に、「支所 支所長

事務局長 事務局長 事務局長」に、「支所 支所長

課長」を「市民サービスセンター 所長（長沼市民サービスセンター及び岩瀬市民サー

ビスセンターの所長に限る。）」に改め、同表田村市の項中「教育委員会 教

育部長 課長 分室長」を「教育委員会事務局 教育部長 課長 分室長」に改め、同

表南相馬市の項中「副看護部長」を「副看護部長 看護師長」に改め、同表本宮市の項

中「会計課 課長」を「会計管理者部局 会計管理者 課長」に改め、同表安達郡大玉村の項

中「教育委員会 教育長」を「教育委員会事務局 部長 課長」に、「農

業委員会事務局 事務局長」を「農業委員会事務局 事務局長」に改め、同表耶麻

郡北塩原村の項中「教育委員会 教育長」を「教育委員会事務局 課長」に改

め、同表河沼郡湯川村の項中「教育委員会 教育長」を「教育委員会事務局

教育次長」に改め、同表大沼郡金山町の項中「教育委員会 教育長

を「教

育委員会事務局 教育次長」に改め、同表大沼郡昭和村の項中「教育委員会

業委員会事務局 事務局長」を「教育委員会事務局 教育委員会事務局

教育長 教育長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「出納室 教育委員

課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「出納室 教育委員

課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「出納室 教育委員

課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「出納室 教育委員

課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「出納室 教育委員

教育委員会事務局 教育次長」 農

業委員会事務局 事務局長」に改め、同表大沼郡昭和村の項中「教育委員会

教育長 教育長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

室長

を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中

「須釜支所 支所

長 課長 室長 担当課長 主幹」に改め、同表石川郡玉川村の項中

「須釜支所 支所

長 課長 室長 担当課長 主幹」に改め、同表田村郡小野町の項中「課長 室長」を「課長」

に改め、同表双葉郡大能町の項中「いわき出張所 所長」を「いわき出張所

に改め、同表双葉郡葛尾村の項中「村長部局 長」を「村長部局 課長」に、

「農業委員会事務局 事務局長」を「農業委員会事務局 事務局長

に改め、同表相馬

郡飯館村の項中「課長 主任」を「課長 主任主幹 主任」に、「教育長 課長」を「課

長」に改め、同表双葉郡地方広域市町村圏組合の項中「課長」を「課長 室長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

### 雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

平成二十八年七月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

#### 福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、平成二十七年年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年七月八日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立谷 秀 清

## 福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年6月21日

福島県市町村職員共済組合  
理事長 立谷 秀 清

## 1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	預託金 管 理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,769,044	4,327,266	1,830,346	126,890	2,261	323,118	492,896	549,821	847,078	489,193	136,476	182,304
	固定資産						8,199,749	7,997,880	233	0	2,019,822	20,136,157	7,805,007
	繰延資産												
資産合計	3,769,044	4,327,266	1,830,346	126,890	2,261	8,522,867	8,490,776	550,054	847,078	2,509,015	20,272,633	7,987,311	
負 債	流動負債	27,541	4,327,266	1,830,346	126,890	2,261			10,826	3,261	106,381	20,023,890	
	固定負債	965,895					8,522,867	8,490,776	142,350	47,873	436,234	32,274	7,217,928
	負債合計	993,436	4,327,266	1,830,346	126,890	2,261	8,522,867	8,490,776	153,176	51,134	542,615	20,056,164	7,217,928
資 本	資本剰余金										1,015,038		
	積立金												
	利益剰余金	2,775,608							396,878	795,944	951,362	1,386,469	769,383
	資本合計	2,775,608	0	0	0	0	0	0	396,878	795,944	1,966,400	1,386,469	769,383
負債・資本合計	3,769,044	4,327,266	1,830,346	126,890	2,261	8,522,867	8,490,776	550,054	847,078	2,509,015	21,442,633	7,987,311	

## 2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	預託金 管 理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	6,581,017	10,678,769	8,023,116	474,165	16,820		234,750	208,292				
	掛金	6,694,025	5,492,993	5,452,817	474,159				201,259				
	施設収入・商品売上									604,115			
	利息及び配当金	2,484					95,138	87,908	335	505	342	304,191	16
	その他の収入	728,574							75,929	40,659	87,103	45,691	216,763
	他経理からの繰入金								42,703		73,000		
前年度繰越支払準備金	976,520												
計	14,982,620	16,171,762	13,475,933	948,324	16,820	95,138	87,908	353,717	450,715	764,560	349,882	216,779	
支 出	給付	6,326,262											
	役員給与							152,276	24,416		16,546	15,444	
	旅費・事務費							20,475	2,807	4,580	2,663	1,493	
	商品仕入									683			
	飲食材料費									132,068			
	委託費							698	6,680	32,465		82	
	支払利息						95,138	87,908				119,625	176,517
	連合会払込金	169,632											10,513
	負担金払込金		10,678,769	8,023,116	474,165	16,820							
	掛金払込金		5,492,993	5,452,817	474,159								
	事務費負担金払込金								102,651				
	連合会拠出金	564,995											
	老人保健拠出金	77											
退職者給付拠出金	258,093												
他経理への繰入金	42,703								73,000				
その他の支出	6,330,080							60,840	311,581	596,328	21,518	14,262	
次年度繰越支払準備金	965,895												
計	14,657,737	16,171,762	13,475,933	948,324	16,820	95,138	87,908	336,940	418,484	766,124	160,434	218,229	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	324,883	0	0	0	0	0	0	16,777	32,231	△ 1,564	189,448	△ 1,450	

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年六月二十一日付け定例第二千八百六号中

三七八	下	後ろか ら一一	第三十条	第三十条の二第一項
三七九	上	後ろか ら一	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		一	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件

○平成二十八年六月二十四日付け定例第二千八百七号中

三八八	下	後ろか ら一一	第三十条	第三十条の二第一項
三八九	上	一	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		二	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件
		一一	第三十条	第三十条の二第一項
		後ろか ら一八	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		後ろか ら一七	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件

三九〇	上	九	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		一〇	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件
		一九	第三十条	第三十条の二第一項
		後ろか ら一一	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		後ろか ら一〇	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件
	下	四	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		五	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件
		一四	第三十条	第三十条の二第一項
		後ろか ら一五	予定であると農林水産大臣から通知があった	予定である
		後ろか ら一四	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	保安林の指定施業要件を変更する予定である件
		後ろか ら五	第三十条	第三十条の二第一項
		後ろか ら八	第三十条	第三十条の二第一項